

3 令和5年第3回越知町議会定例会 会議録

令和5年9月13日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和5年9月13日（水） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 小田 壮一	2番 上岡千世子	3番 箭野 久美	4番 森下 安志	5番 小田 範博
6番 市原 静子	7番 高橋 丈一	8番 武智 龍	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 幸三	書記 岩佐 由香
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	教育長 織田 誠	教育次長 大原 範朗
総務課長 井上 昌治	住民課長 小松 大幸	環境水道課長 箭野 敬祐	税務課補佐 山中 和弘
建設課長 岡田 孝司	産業課長 武智 久幸	企画課長 國貞 満	危機管理課長 谷岡 可唯
保健福祉課長 西森 政利			

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑（認定第 1 号～認定第 9 号、報告第 4 号～報告第 5 号）

第 3 討論・採決

認定第 1 号 令和 4 年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 4 年度越知町簡易水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 令和 4 年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 4 年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 4 年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 4 年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 4 年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 4 年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 令和 4 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案質疑（議案第 3 5 号～議案第 4 4 号）

第 5 討論・採決

議案第 3 5 号 越知町立幼保連携型認定こども園条例の制定について

議案第 3 6 号 令和 5 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 3 7 号 令和 5 年度越知町簡易水道事業会計補正予算について

議案第 3 8 号 令和 5 年度越知町下水道事業会計補正予算について

議案第 3 9 号 令和 5 年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4 0 号 令和 5 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 4 1 号 令和 5 年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 4 2 号 令和 5 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第43号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について

議案第44号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について

第 6 議員派遣

第 7 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前9時00分

議 長（高橋丈一君）おはようございます。令和5年9月定例会、開議3日目の応召御苦労さまです。本日は須内監査委員にも御出席をいただいております。金堂会計管理者兼税務課長が体調不良により欠席となります。代理で山中税務課補佐が出席しております。

出席議員は10人です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。日程第1 認定第1号 令和4年度越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから報告第5号 資金不足比率報告書についてまでの13件を一括して議題とし、議案質疑を行います。議題外にわたる発言や一般質問のような自己の意見は厳につつしんでいただき、簡単明瞭な発言を心掛けてください。質疑はありませんか。1番、小田議員。

1 番（小田壮一君）令和4年度一般会計歳入歳出決算書、その一般1と書いてちゅう。歳入ですが、1番の町税、それで右の方に行って、不納欠損額、収入未済額。これの特に、この町民税、固定資産税、軽自動車税、この3つを合わせて不納欠損額が31万8,540円で、収入未済額が887万1,095円。これって監査委員が監査されたときの、意見の中にも入っていたんですけども。これをどういう要因があるのと、これに対してどのようにしていくのか、ということをお願いしたいです。

議 長（高橋丈一君）山中税務課補佐。

税務課補佐（山中和弘君）小田壮一議員にお答えします。まず件数から述べさせていただきますと、歳入歳出決算事項別明細書の一般財源1の町民税につきましては、まず不納欠損につきましては、1款1項1目の備考欄の不納欠損処分は1名です。

固定資産税につきましては、1款2項1目、不納欠損処分は23名。軽自動車税につきましては、1款3項1目、6名。一般歳入2ページに移ります。これが人数になっております。

不納欠損した内容につきましては、滞納から5年間経過してその間に財産調査等行ってきましたが、財産も見当たらないという方、あるいはも

う、本人の居所がわからないという方、それとあと、この5年の期間中に、例えば生活保護に入られるとかっていう形で執行停止をかけたら、執行停止を3年で時効は到来しますので、そういった形で、もう徴収が不可能という判断で、不納欠損している方たちになります。

収納未済額につきましては、調定額から収入額を引いて、それが徴収できなかった金額になるんですけど、その中から不納欠損額を引いた額が先ほど小田議員が述べられました収入未済額になるんですけども、これにつきましては、不納欠損とならないように、滞納処分を行うことにより時効を停止して、また5年間の間でまた財産調査等を行っていく、あるいはちょっと額が大きいとかちょっと徴収困難な方たちにつきましては、須崎の租税債権管理機構に委託して徴収をお願いするという形をとっております。その他、小口の債務者なんかもおるんですけども、それらはもう、徴収担当の方が財産調査を行って対応していく予定でございます。以上です。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。はい、1番、小田壮一議員。

- 1 番（小田壮一君）この監査の資料についてもちょっと触れていいですか。ページ数をふってないので、わかりにくいかもしれませんが。町長宛に2人の監査委員名で、出ているんですけど、これは、一般会計歳入歳出決算書の最後の方でございます。基金の状況の監査意見書の2ページ目をめくっていただいて、一番下の方に、公債費元金償還額7億5,069万8千円に対して、町債発行額3億9,352万6千円となっており、町債発行抑制努力が見られ、町債残額は、前年度より3億5,717万2千円減少したが、残額58億円を超えており、引き続き注視が必要である、と書かれているんですけども、この町としての借金ですね、大体年間予算を超えるぐらいの金額だと思うんですけども、残額っていうか、借金ですよ、58億円、この公債、めどというか目安というか、町としての、それはどのように考えておられるか教えて欲しいんですが。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）小田壮一議員に御答弁申し上げます。はい。詳細残高の58億に対しての目安ということでございますが、その指標として、お示しをしたのが今回の財政の健全化判断比率という部分の資料になってまいります。このA4の横の資料の方でお示しをしております。資料の7ページの方をご覧いただきたいと思います。上の段の表に、一番右側、将来負担比率という数字がございまして、この数字が9.2%ということで今回報告をさせていただいております。この将来負担比率といいますのが、小田壮一議員が言われました町の借金といいますか、借り入れをしている金額に対して、将来にわたる負担の比率ということで出した数字でございます。将来にわたって町債は返済をしていくわけですが、御存知のとおり、一括でもちろん返済をしていくわけではございません。現在の財政規模に対してですね、将来の町債の返済の負担というものが大きく、なってくるとこの比率がもちろん上がってまいります。健全化の判断ということで9.2%という数字を出させていただきまして、この数字

が下段の早期健全化基準という基準がありますが、全然この数字は大きい数字ですので、ここまでは届いてはおりません。この350という数字が、黄信号ということで説明をさせていただきましたが、その数字の範囲内に収まっており、将来に渡ってこの返済をしていくにあたって、財政規模に対する負担は、健全な値であるということで報告をさせていただいておりますので、その報告をもって答弁にかえさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）ないようでしたら、質疑なしと認めてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論・採決（認定第1号～認定第9号、承認第6号～承認第7号）

議長（高橋丈一君）それでは、日程第2、討論・採決を行います。

認定第1号 令和4年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第2号 令和4年度越知町簡易水道事業会計決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第3号 令和4年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第4号 令和4年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第5号 令和4年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第6号 令和4年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第7号 令和4年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第8号 令和4年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は認定されました。

認定第9号 令和4年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は認定されました。

承認第6号 専決処分（第5号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第7号 専決処分（第6号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

報告第4号と報告第5号は、議決事件ではありませんので、ここで須内監査委員には退席をしていただきます。

議長（高橋丈一君）どうもご苦勞さまでした。ここで休憩します。

休 憩 午前9時21分

再 開 午前9時22分

議 長（高橋丈一君）再開します。日程第3 議案第35号 越知町立幼保連携型認定子ども園条例の制定についてから議案第44号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてまでの10件を一括して議題とし、議案質疑を行います。議題外にわたる発言や一般質問のような自己の意見は厳につつしんでいただき、簡単明瞭な発言を心掛けてください。質疑はありませんか。8番、武智議員。

8 番（武智龍君）議案第35号 越知町立幼保連携型認定子ども園条例の制定についての条例の中で第5条に入園資格というのがありまして、認定子ども園に入園できる者は、次の各号のいずれかに該当するものということで（1）支援法第20条に規定する支給認定を受けた児童、（2）その他、特に町長が必要と認める者とういうのがありますが、これの第20条にはこの保育量という量目の量と書かれておりまして、これをチェックをして認定をするということです。それですが、これと、まずこれで20条に規定するとういうこの支援法第20条の内訳を説明いただけますか。

議 長（高橋丈一君）はい、大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）武智議員にお答えします。子ども子育て支援法の20条は、前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、とありまして、前条19条の各号で、まず1号が満3歳以上の小学校就学前子ども、次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するもの、2号を除く。

2号が満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号が、満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとなっております。以上です。

議 長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。はい。8番、武智議員。

8 番（武智龍君）続いて、今、そのときにならんと分からないかもしれませんが（2）その他特に町長が必要と認めるものとしてはとういうものを想定されていますか。

議長（高橋丈一君）はい、大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。現在、この特例を使って入っているものはおりませんが想定としては、家庭内の虐待等があつて早急に昼間、保育園へこの3号に該当しなくても、入園を認めるというものは、想定をしております。以上です。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智 龍 君）では、第7条です。第7条で入園の承認の取り消しというのがありますが、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を取り消すことができるということで（1）入園資格を有しなくなったとき。こういうのは、なかなか判明しにくいと思いますが、どういう時にこの入園資格を有しなくなったということがわかるチェックの仕方がありますか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。想定されるのが転出、それと2号に該当する労働または疾病その他で認定をしていた方が、仕事をやめたとか、そういう場合です。これ届け出制となっておりますので、届け出をしなくて、こちらが発見をしたという時、取り消すことは想定をしております。以上です。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智 龍 君）確認のための会話です。

議長（高橋丈一君）休憩します。

休 憩 午前9時28分

再 開 午前9時28分

議長（高橋丈一君）再開します。8番、武智議員。

8番（武智 龍 君）あまり正確に記憶がないですが、保育園の場合とかに住所は例えば仁淀川町にあつて、越知に勤務されている方が保育に預けるということを預かっていたと思うんですけど、そういうのはこの中にはありますか。今回の認定子ども園に。

議長（高橋丈一君）はい、大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。広域入所というところでやっておりますが、それは条例ではなく規則と他のところで定めておりますので、今回の条例の中ではあがっておりません。

議 長（高 橋 丈 一 君）小休します。

休 憩 午前9時29分

再 開 午前9時29分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。他に質疑はありませんか。1番、小田議員。

1 番（小 田 壮 一 君）一補事25ページお願いします。7款2項、1項をまとめて質問したいんですが。まず1の道路橋梁工事、14節、備考欄に単独工事、町道筏津線補修工事とありますけれども、これは区間なんですけど、筏津のどこから、南岸線を超えても、あると思うんですが、その区間をちょっと教えていただけますか。

議 長（高 橋 丈 一 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）小田壮一議員にお答えします。町道筏津線は、筏津集落から河川に向かう道、いわゆる南岸線に突き当たるまでの道となります。そこまでの路線となります。今回計上しているところは、特に路面の補修が必要な箇所を補修しております。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）2番、上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）一補事7ページの9目1節です。右の端のかわら屋根の診断費補助事業は何件ぐらいを対象にしているのでしょうか。

議 長（高 橋 丈 一 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）上岡議員にお答えします。こちらにつきましては、一補事25ページをご覧ください。土木費の中の土木総務費になります。その中の18節負担金補助及び交付金になります。こちらにかわら屋根改修費補助金とあります。55万2千円。こちらにつきましては、1件分を計上しております。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）1番、小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）同じくこの一補事25ページ、先ほどの質問の途中だったんだけど、筏津線から南岸線に上がって左っていうか深瀬集落寄り

に行ったところの深瀬の方に行くすぐ手前にすごい掘りこんで、そこで赤い線を引っ張ったりしちゅうんじゃけんど、それが何度もこう通るたびにこうへこんでいきゆうような感じがして、私なんか運転するときにゆっくりそこをこう、避けて通るような形を今しゆうんですけども、そこって対象に入っていないんですか。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田壮一議員にお答えします。そちらの箇所につきましては、すいません町道の路線名はちょっと今すつと出てきませんが、赤でスプレーしていると思いますので、そちらは暫時、工事をする予定となっております。今回の事業には入っておりません。別となっております。以上です。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）議案第35号の認定子ども園の条例についてですが、第8条において、入園している児童の保護者は保育料を納付しなければならないと。これに対して、初日というか、規則で定めるものであると。保育料にしても時間にしても規則で定めると。規則というものもかなり法に準じたものであると、この今回議案が通った場合に、速やかに発表されると思うんですけども、いつをめどにその規則は、されますか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。今回可決をいただきましたら、できるだけ早急にしたいと思っています。12月から認定子ども園の園児の申し込みが始まります。それまでには周知をできるスケジュールで進めていきたいと思っています。

議長（高橋丈一君）1番、小田議員。

1番（小田壮一君）博補事5ページ、1目17節備品購入額。これで備考欄、テーブル3個、椅子9個、これは、どこに設置するのか教えていただきたいです。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）小田壮一議員にお答えします。テーブルと椅子につきましては、博物館の展望ロビーに設置をするように考えています。3階の展望ロビーです。今回お盆の時期とゴールデンウィークの時期、展望ロビーで休憩できるようにと、企画課から、企画課が持っているテーブルと椅子を借りて、置いておりましたが、好評でしたので、今回博物館の備品で、常設で持っておきたいということで計上させていただいております。以上です。

議長（高橋丈一君）上岡議員。

2番（上岡千世子君）一補事13ページ、国土調査費のところの右の端の説明では、6番目、委託料の12節の横ですが、地籍調査測量のお金とそれから、1筆地調査というのがありますが、その地域と広さとちょっと説明をお願いします。地籍調査測量の地域。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）お答えします。本年度の地籍調査測量の方の分でいいですか。上の分の方で。これちょっと分かれていまして、地籍調査測量のほうは2年目の工程になりますので、横島の袖野の周辺と、桐見川の下ノ谷の周辺です。本年度行う、この下が一筆地調査ということで、これが5年度の事業ですけれども、これが横島中の薬師堂清水周辺と、桐見川の西浦周辺になります。面積ですけれども、本年度の一筆地調査は、薬師堂清水の方が0.31キロ平方メートル。桐見川の方が0.89キロ平方メートルです。以上です。

議長（高橋丈一君）1番、小田壮一議員。

1番（小田壮一君）同じく一補事13ページ、8目町民会館費の14節工事請負費、エアコン設置工事693万円ってありますが、これっていうのはその町民会館全体のどの辺の全体をこうカバーする。エアコン工事でしょうか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）小田壮一議員にお答えします。6月議会でもこれ予算上げさせていただいていまして、6月議会に予算を上げた後、故障箇所がまた広がりました。6月補正の予算で行うのが1階の事務所、それから宿直室、工作室、小ホール、2階今広域町村事務組合に貸している部屋とそれから1階2階の電気工事を行うようにしております。今回9月補正で上げさせていただいた予算では、1階の電算室、応接室、会議室、印刷室、2階の教育相談室、調理実習室、乳児室、それから研究室2部屋を行うようにしております。今回の工事で町民会館の大ホールを除くすべてのエアコンの修繕工事が完了するようにはなっております。今あるエアコンが故障しておりますので、そこを直すというか取りかえる工事を計画しております。以上です。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）事項別で一補事12ページ、18節、負担金補助の中の移住支援補助金360万円の件数と内容を。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員にお答えします。地方創生移住支援事業ということで、これも見込みですけれど、単身世帯の移住1世帯60万円。

それから世帯での移住1世帯100万円。それから18歳未満は加算で、100万円が2人。転入があった場合ということで360万円計上しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）1番、小田壮一議員。

1番（小田壮一君）一補事23ページ、款は、農林水産費、項は、林業費、目は林業振興費で12節、委託料331万7千円、山室残土場詳細設計、これは何のため、というのと、いつごろから使おうとされているのか、使えるようにするようになっているのかちょっと聞きたいです。

議長（高橋丈一君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）小田壮一議員にお答えします。まず目的としましては、小浜残土場がありますが、そちらがいっぱいになったことによりまして、新残土場を整備するものです。こちらにつきましては、現在作業班が使用しておりますが、そのためのものです。時期的には、今回測量して、用地買収、相手方がおりますので、それが確定してから、使用することになりますので、日付までは、現在申し上げることはできません。以上でございます。

議長（高橋丈一君）10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）この一補事24ページでございますけど、委託料でございます。佐川町越知町周遊促進業務107万8千円でございますけど、これは佐川町と同額なんですか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）山橋議員にお答えいたします。佐川町と合同で2分の1ずつ支出ということで増額になっております。らんまんが終わってからの急激な落ち込みを防ぐために、両町を回っていただいて、缶バッジを集めていただくラリーを計画しております。以上です。

議長（高橋丈一君）10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）この周遊バスでございますけど、これは期限がいつまでですか。バスは毎日走らすのか、それともそれを終日週末に走らすのか、どちらでしょうか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）お答えいたします。缶バッジのラリーの期限ということでよろしいですか。缶バッジは、11月か12月ごろから始める予定で、その缶バッジがなくなり次第終了ということにしております。バスは、「さかわ・おち花*花ループバス」というのが回っておりますが、そ

れはもう終了する予定です。この予算には、バスの予算は入っておりません。県の方でやっております。以上です。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）一補事20ページ、児童措置費のところ、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金が90万円ということですが、何件ぐらいを見越しての予算でしょうか。

議長（高橋丈一君）小松住民課長。

住民課長（小松大幸君）上岡議員にお答えします。18名分を計上しております。以上です。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）一補事12ページをお願いします。18節の負担金補助のところ、高知仁淀ブルー熱中塾補助金50万円とあります。毎回100万円入れていると思うんですが、この内容ですね。お願いします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）箭野議員にお答えします。高知仁淀ブルー熱中塾が開催するようにしています、食の熱中塾ということを用意して、その食の熱中塾に対して、50万円の補助をするようにしております。財源は企業版ふるさと納税となっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）4番、森下議員。

4番（森下安志君）一補事11ページの14節の職員の駐車場の整地工事の内容を教えてくださいなんですが、整地だけでしょうか。舗装までやられるでしょうか。

議長（高橋丈一君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）森下議員にお答え申し上げます。この職員駐車場は、まず小学校の東側にあります職員の駐車場になっておりまして、へこみできておりまして水たまりができています。この予算の整地工事につきましては、砕石を入れて設置をするものとなっております。舗装はいたしません。以上です。

議長（高橋丈一君）10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）一補事12ページでございます。18の負担金、補助金及び交付金でございますけど、この空き家、荷物整理処分等補助金10万円ということでございますけど。空き家の荷物を処分するのに10万円、本人にやるんです。御答弁願いたいです。ちょっと理由がわからな

いです。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）山橋議員にお答えします。この補助金はずっとあったわけですけど、まだ利用している方がいなかったんですが、空き家の荷物の処分をしていただいて、それをまた貸していただくように、移住してこられる方におうちを貸すのに、いっぱい元の荷物があって、その片付けができないということが障害で、おうちを貸せないというような人がたくさんいますので、その荷物の処分費10万円を限度に補助して、ちょっとでもその空き家の貸し借りっていうのを進めていきたいということの補助金です。

議長（高橋丈一君）10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）持ち家の者が貸すんですね。そこへ10万円補助金出すということは、持ち主の方が荷物の整理をして10万円の補助金をもらうということですか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）そうです。持ち主の人が処分をするために使っていただいて結構です。

議長（高橋丈一君）8番、武智議員。

8番（武智龍君）一補事12ページの企画振興費の14節遊具撤去費38万円ありますが、これどこの何を撤去するのかということと、撤去した後、物によってはその再設置とか、そういう考えはないかお尋ねします。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）武智議員にお答えします。これは横島集落活動センターの遊具の撤去費用になっております。診断をしまして、危険という診断が出たものを撤去いたします。その後につきましては、これからおいおい考えていきたいと思っております。帰省の子どもたちとかがおりまして遊具はあったほうがいいという意見もありますので、これから考えていきます。以上です。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）一補事23ページですが、土佐茶生産強化事業っていうのがありますが、土佐茶の生産強化事業では、土佐茶をやっている人は何人ぐらいいますか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智 久幸 君）越知町では、1事業者です。

議 長（高 橋 丈 一 君）1番、小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）一緒にやればよかったんだけど、博補事5ページ、博物館管理費で、1節報酬、これ83万8千円。会計年度任用職員で83万8千円。これは、職員を増やすとか、そういうことのための費用なのか、それでそのあと何人体制になるのかちょっと教えてください。

議 長（高 橋 丈 一 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田壮一議員にお答えします。今回の予算につきましては会計年度任用職員1名分の予算となっております。この1名が入りましたら、事務員が3名。それから、学芸員が1名。地域おこし協力隊の学芸員が1名の常駐は5名体制にするようにしております。以上です。

議 長（高 橋 丈 一 君）3番、箭野議員。

3 番（箭 野 久美 君）一補事12の先ほど山橋議員が仰っておりました空き家荷物整理の10万円ですけれども、これ1件分なのかということと、あと越知町はごみを出す無料券ですよ。それもおよそ前、期間延ばしてもらって1カ月ぐらい使うという券もありますが、それとは別ですね当然。これ要するに、年件分を想定しているかという。

議 長（高 橋 丈 一 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）お答えします。10万1件分です。

議 長（高 橋 丈 一 君）8番、武智議員。

8 番（武 智 龍 君）一補事23ページで今ちょっと、小田壮一議員が聞かれたと思いますが、山室残土処理設計測量補償費。設計が300万円と、結構な面積かと思いますが。場所は言えないというところだったと思うんですが、受入量、残土の見込み量、それから、そこへ残土できる業者とか人、対象はどういう人が残土できるのか。作業班が使っているところみたいな説明だったと思いますけど。作業班が、現場でやった残材を持っていて捨てるだけなのか、それにしては設計費が結構いるがと。設計の中には、設計用地測量費、設計費、補償費、というようなのもあるので、このうち、何がこんなに高いのかということをお尋ねします。

議 長（高 橋 丈 一 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）武智議員にお答えします。まず利用につきましては、小浜と同様に作業班が利用していくということで考えております。そして費用につきましては、まず用地測量費、こちらかなりかかります。まず、隣接地と一筆で測量しなければなりませんので、かなりの費用にはな

ってきます。そのためこのような委託料となっております。

場所につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたが、全然言わないことじゃなくて、あくまでも用地を買収するにあたって、相手方がおりますので、申せないというだけで、場所につきましては、山室線、山室に上がっていく道の途中にあります。以前ヘアピンであったところになります。ちょうど町民会館の裏手の上がっていったヘアピンのあったところ。今直線になっていますが、すいません。町民運動場の裏手になります。ちょっと詳しい場所までは、すいません、この場では、こらえてください。想定に残土量としましては、約3,000立米を想定しております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）一補事23ページの18節です。先日、説明を聞きましたが上限が30万円の農業用肥料等高騰対策給付金ということになっていますが、農業していると、やめたり、またやり始めたりという人はおるかと思いますが、大体の農業している人の人数はどれくらいでしょうか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）お答えいたします。農業収入があるというか、そういったことで申告されている方の人数で、御報告させていただきますけども、約250名が農業の方で申告はされております。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。8番、武智議員。

8番（武智龍君）一補事24ページ、聞こうと思ったら山橋議員が聞いてくれたので、残りを聞かせていただきます。委託料の107万8千円、これの委託先ですね。委託の内容が缶バッジのというような話だったけど、缶バッジを作る費用も含めたり、あとの年間の運営をやってくれるような委託の仕方か、どこへ委託をしてどういう内容か、もうちょっと詳しく聞きたいと思います。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）お答えします。これはRKCプロダクションの方へ委託するように、佐川町と一緒に計画をしております。缶バッジを佐川町で3カ所、越知町で3カ所集めていただくように、台紙というか、布になります。そのデザイン、印刷から缶バッジのデザイン、デザイン、制作、と、すべて。その運営というのは、委託ではないです。制作費の委託料になります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）他に質疑ありませんか。10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）一補事28ページでございます。工事請負費、越知小学校、照明LED化工事2，208万8千円。これはもう児童、学校、保護者にとっては大変明るく、また健康で、LEDに変えられるわけでございますけど。我々議員としては費用対効果を聞きたがるわけでございますけど、その電気代等については、どんな差額があるんですか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）山橋議員にお答えします。これを導入することによっていくら下がるという算定はしておりませんが、LEDになりまして電気代が減額。それと、球の交換もしばらく必要ないというのがあります。ただ費用対効果よりも、やはり生徒のために、ということと、体育館がかなり暗い状態であります。体育館もちろん生徒はもちろんですが、体育館を使用しているスポーツクラブ等にも影響がありますので、早急に行いたいと思っております、予算を計上させていただきました。

議長（高橋丈一君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論・採決（議案第35号～議案第44号）

議長（高橋丈一君）日程第4 討論・採決を行います。

議案第35号 令和5年度越知町立幼保連携型こども園条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第36号 令和5年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第37号 令和5年度越知町簡易水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第38号 令和5年度越知町下水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第39号 令和5年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第40号 令和5年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第41号 令和5年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第42号 令和5年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第43号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

議 員 派 遣

議 長（高 橋 丈 一 君）日程第5 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。
よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（高 橋 丈 一 君）日程第6 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、すべて終了しました。それでは、町長から一言お願いいたします。小田町長。

町長（小 田 保 行 君）閉会に当たりまして、ひと言ごあいさつ申し上げます。今議会に上程させていただきました付議事件につきまして、慎重な御審議のうえ、適切な御決定をたまわりました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

議 長（高 橋 丈 一 君）これにて令和5年第3回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉 会 午前10時11分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員